女性が輝く先進企業表彰の具体的実施方法について

平成26年９月12日

男女共同参画局長決定

一部改正 平成26年９月29 日

女性が輝く先進企業表彰実施要綱（平成26年９月２日内閣総理大臣決定。以下「要綱」という。）第８項第１号に基づき、女性が輝く先進企業表彰の実施に関し必要な事項を下記のとおり定める。

記

１　推薦の範囲

推薦の範囲は、要綱第２項に該当する企業とする。

２ 推薦の手続

（１）関係府省、各都道府県、指定都市並びに[日本経済団体連合会](http://kotobank.jp/word/%E6%97%A5%E6%9C%AC%E7%B5%8C%E6%B8%88%E5%9B%A3%E4%BD%93%E9%80%A3%E5%90%88%E4%BC%9A)、経済同友会及び[日本商工会議所](http://kotobank.jp/word/%E6%97%A5%E6%9C%AC%E5%95%86%E5%B7%A5%E4%BC%9A%E8%AD%B0%E6%89%80)（以下「経済３団体」という。）等は、内閣府男女共同参画局総務課長からの推薦依頼に基づき、候補企業の推薦を行うものとする。

（２）推薦に際しては、別添の推薦調書により、推薦される企業の概要、表彰の理由となる功績等を具体的に明記するものとする。

（３）推薦に当たっては、内閣府ホームページ「女性の活躍『見える化』サイト」において女性の登用状況等を開示しており、かつ、上場企業にあっては、コーポレート・ガバナンスに関する報告書において役員の男女別構成を開示していることを要件とする。

３　女性が輝く先進企業表彰選考委員会

内閣府男女共同参画局総務課長は、女性が輝く先進企業表彰選考委員会（以下「選考委員会」という。）を開催する。

（１）選考委員会の任務

選考委員会は、関係府省、各都道府県、指定都市及び経済３団体等から推薦された候補者の中から、提出された資料等に基づき、被表彰企業の案を作成する。

（２）選考委員の構成

選考委員会の委員は、内閣府男女共同参画局総務課長が依頼する者とし、委員長は委員の互選による。

（３）選考委員会の庶務

選考委員会の庶務は、内閣府男女共同参画局総務課において処理する。

４　表彰の種類及び対象

（１）内閣総理大臣表彰

極めて顕著な功績があったと認められる企業

（２）内閣府特命担当大臣（男女共同参画）表彰

特に顕著な功績があったと認められる企業

５　表彰数

内閣総理大臣による表彰は１件、内閣府特命担当大臣（男女共同参画）による表彰は５件程度とする。

６　その他

　　前各号に掲げるもののほか、選考委員会に関する事項とその他必要な事項は委員長が定める。

成26年９月12日

別添３

男女共同参画局長決定

一部改正 平成26年９月29 日

女性が輝く先進企業表彰選考基準等について

　選考基準

選考基準は下表のとおりとする。

内閣府特命担当大臣（男女共同参画）表彰の候補企業は、選考基準①「情報開示」の観点から選考することとし、内閣総理大臣表彰の候補企業にあっては、選考基準①「情報開示」及び選考基準②「女性の登用」の観点から総合的に選考する。

|  |  |
| --- | --- |
| 項　目 | 概　要 |
| 選考基準①情報開示 | ア～ウの情報を開示しているか。情報の内容が具体的で充実しているか。 |
| ア　方針・　経営戦略への位置付け、採用・育成・登用方針の策定・　役員・管理職等への登用に関する具体的な目標設定　ほか |
| イ　取組・　計画的な採用・　計画的な育成（研修、配置・処遇、メンター・ロールモデル等）　　　　　　　　・　多様で柔軟な働き方の推進、両立支援・ＷＬＢ　・　その他特徴のある取組（※１） |
| ウ　現状・　女性の役員・管理職の比率　・　女性の役員・管理職の伸び率　ほか |
| 情報の開示方法について、閲覧者の理解やアクセシビリティを高める工夫がなされているか、開示媒体は適切か。 |
| 過去の情報を併せて開示しているか。経年比較が可能か。 |
| 選考基準②女性の登用 | 女性の登用の実績・　女性の役員・管理職の比率・　女性の役員・管理職の伸び率　ほか |

※１　例：キャリア形成プログラムの構築、ベビーシッターの利用補助、配偶者の転勤やボランティア・自己啓発の休職制度、円滑な育児休業取得に向けた平素からの業務平準化や業務をカバーする社員の処遇向上

※２　内閣府ホームページ「女性の活躍『見える化』サイト」において女性の登用状況等を開示しており、かつ、上場企業にあっては、コーポレート・ガバナンスに関する報告書における役員の男女別構成を開示していることを推薦の要件とする。

※３　いずれの選考基準も、業種特性、企業規模、女性従業員比率等に配慮して評価する。

※４　選考基準①「情報開示」及び選考基準②「女性の登用」に係る実績は、過去５年分まで確認する。

※５　受賞歴は参考評価とし、採点はしない。

２　採点方法

（１）選考基準①「情報開示」の観点から評価し、内閣府特命担当大臣（男女共同参画）表彰または内閣総理大臣表彰の候補として相応しい企業を選考する。

（２）さらに、（１）で選定した企業のうち、選考基準②「女性の登用」の観点から総合的に評価し、内閣総理大臣表彰の候補企業を選考する。

（３）採点は、４段階の相対評価とし、下表を基準とする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 点数 | 評価基準 | 選定数 |
| ３点 | 内閣総理大臣表彰の候補者として相応しい、極めて顕著な功績があったと認められる | １件 |
| ２点 | 内閣府特命担当大臣（男女共同参画）表彰の候補者として相応しい、特に顕著な功績があったと認められる | ５件程度 |
| １点 | 表彰には及ばないが、顕著な功績があったと認められる | ― |
| ０点 | 顕著な功績は認められない | ― |